

旭川市景観整備機構の指定に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）第92条第1項の規定に基づく景観整備機構（以下「機構」という。）の指定等に関し、法に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 法第92条第1項の規定による機構の指定を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した景観整備機構指定申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法第二条第二項の特定非営利活動法人（以下「法人」という。）の名称、住所、代表者の氏名及び種別
- (2) 法人の事務所の所在地
- (3) 機構として行おうとする業務

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 定款又は寄附行為
- (2) 法人の登記事項証明書
- (3) 役員の名、住所及び略歴を記載した書面
- (4) 組織図及び事務分担を記載した書面
- (5) 前事業年度の事業報告書、事業活動収支決算書及び貸借対照表
- (6) 当該事業年度の事業計画書及び事業活動収支予算書
- (7) その他機構の業務に関し参考となる書類

(機構の指定)

第3条 市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合において、申請者が本市の景観行政の推進に資すると認められる法人であって、次に掲げる基準のいずれにも適合していると認めるときは、当該申請者を機構として指定するものとする。

- (1) 事業執行体制が、法第93条に規定する機構の業務を適正かつ確実に行うことができると認められること。
- (2) 法第93条に規定する機構の業務を適正かつ確実に行うために必要な経済的基礎を有すると認められること。
- (3) 法第95条第3項の規定により指定を取り消されたものにあつては、その処分のあつた日から2年以上経過した法人であること。

2 市長は、法第92条第1項の規定による指定をしたときは、景観整備機構指定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(名称等の変更の届出等)

第4条 法第92条第3項の規定による届出をしようとするものは、景観整備機構名称等変更届出書（様式第3号）に第2条第2項第2号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、当該届出に係る変更が第2条第1項第2号に掲げる事項である場合を除く。

2 機構は、第2条第1項第3号に掲げる事項に変更があつたときは、変更の日から30日以内

に景観整備機構業務変更届出書（様式第4号）に第2条第2項第4号，第6号及び第7号の書類を添えて，市長に提出しなければならない。

（事業報告等）

第5条 機構は，毎事業年度の事業開始後速やかに，事業計画書及び事業活動収支予算書を市長に提出しなければならない。

2 機構は，毎事業年度終了後3月以内に，事業報告書，事業活動収支決算書及び貸借対照表を市長に提出しなければならない。

附 則

この要領は，平成21年8月3日から施行する。